

「2025年版 EDINET タクソノミ（案）」に対する  
**コメントの概要及び金融庁の考え方**

No	タクソノミ名等	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
1	開示府令タクソノミ	タクソノミ要素	<p>臨時報告書(5号の3様式)の新規要素「重要な契約等」について、「第19条第2項第12号の2、第12号の3、第12号の4、第12号の5、第20号、第21号」を1つの要素として用意していますが、従来の他の要素と同様に一つ一つ別々に要素を用意することを提案します。</p> <p>一つの条文に対して一つの要素という従来の対応関係の方が、タグ付け作業の際に、操作方法が他の条文と異ならず、また条文ごとに分類する際には条文ごとに要素が分かれている方が利便性が高いと考えます。</p>	御意見を踏まえ、臨時報告書(5号の3様式)の「重要な契約等」につき、条文の号数ごとのタクソノミ要素を用意いたしました。
2	開示府令タクソノミ	タクソノミ要素	<p>有価証券報告書に添付される独立監査人の監査報告書に係る監査意見のタグにつき、「無限定適正」「限定付適正」「不適正」「意見不表明」の4パターンを区分できるよう新たなタグの追加をすることが、利便性が高まると考えます。</p> <p>半期報告書に添付される独立監査人の期中レビュー報告書における結論のタグについても同様に考えます。</p>	将来へ向けた検討事項とさせていただきます。
3	開示府令タクソノミ	ガイドラインへ追加説明	『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』の「7-4 有価証券届出書における次の事業年度の四半期又は中間財務諸表の開示」に関する対応について、コンテキストの設定値についての記述がないため、明示することを提案します。	御意見を踏まえ、コンテキスト ID の設定についてガイドラインに追記しました。

No	タクソミ名等	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
4	開示府令タクソミ	ガイドラインへの追加説明	『提出者別タクソミ作成ガイドライン』の「7-4 有価証券届出書における次の事業年度の四半期又は中間財務諸表の開示」に関し、任意開示の四半期財務諸表にかかるタグ付け要素について例示されていますが、対応すべき内容が明確になるよう、提出者拡張要素として定義すべきものである旨を明示することを提案します。	御意見を踏まえ、提出者拡張要素として定義すべきものである旨をガイドラインに追記しました。
5	開示府令タクソミ	ガイドラインへの説明追加	『EDINET タクソミの概要説明』の「2-1 XBRL 対象範囲」「図表 2-1 2 XBRL 対象様式(開示府令)」の記載につき、半期報告書が 3 種類となるため、第四号の三用様式の「備考」欄に種別の内容を示す文言を記載することを提案します。	御意見を踏まえ、種別の内容をガイドラインに追記しました。
6	開示府令タクソミ	ガイドラインへの追加説明	『提出者別タクソミ作成ガイドライン』の「3-2 リンクベースファイルの定義の方法」に関し、DEI の名称リンクの選択について「2025 年版 EDINET タクソミの適用以降、名称リンクの参照先 URI は次のいずれかを選択します。」と記載されていますが、選択の条件を明示することを提案します。	御意見を踏まえ、DEI 名称リンクの選択についてガイドラインに追記しました。

No	タクソミ名等	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
7	開示府令タクソミ	ガイドラインへの追加説明	<p>EDINET「よくある質問(以下、FAQ)」の「7. 提出書類作成(インライン XBRL)-報告項目及び勘定項目」Q31.Q32において、IFRS 適用企業が新たな半期報告書を提出するに際し、純損益及びその他の包括利益計算書の3か月情報を記載する場合の2023年版及2024年版EDINETタクソミにおけるタグ付けについて掲載されています。</p> <p>2025年版EDINETタクソミにおける取扱いについてFAQ又はガイドラインに明記することを提案します。その際のコンテキストIDの取扱いについても明確にすることを提案します。</p>	御意見を踏まえ、2025年版EDINETタクソミにおける取扱いをFAQに追記しました。